

障害保健福祉関係主管課長会議資料

抜 粋

平成 28 年 3 月 8 日 (火)

11 障害者の地域生活への移行等について

(3) グループホームの防火安全対策について

① 消防法施行令等の改正【関連資料 2】

グループホームの防火安全対策については、平成 25 年 2 月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、平成 25 年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が 4 回開催され、平成 26 年 3 月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われた。見直しの概要は以下のア～エのとおりであるが、見直し後の基準は、既存施設については平成 30 年 4 月から、新規施設については平成 27 年 4 月から適用されるため、都道府県等におかれては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようにご協力をお願いする。

特にスプリンクラー設備については、今回の見直しにより小規模なグループホーム等においてもスプリンクラー設備の設置が必要となるケースが生じるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な場合も想定される。そのため、消防庁では、スプリンクラー設備に代えて、小規模なグループホーム等にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備可能とするよう開発・検討を進め、今般、平成 28 年 1 月 29 日に小規模なグループホーム等に対応した新たなパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準等を規定した告示改正（「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」（平成 28 年 1 月 29 日消防庁告示第 2 号））が公布、当日施行されたところである。都道府県等におかれては、今後こうした設備の活用について管内事業者等に周知されたい。

また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなどの障害者施設等のもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用すること等によりその設置促進に努め、設置義務の有無にかかわらず防火安全対策に万全を期すよう努められたい。なお、消防用設備の設置（上記パッケージ型自動消火設備を含む。）については社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用されたい。加えて、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としていることを申し添える。

ア スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第 1（6）項口に掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考 1」参照。以下「（6）項口に該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積 275 ㎡以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（イのスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

（参考 1）消防法施行令別表第 1（6）項口に掲げる施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害者支援施設（※ 1）
- ・ 短期入所を行う施設（※ 1）

・ 共同生活援助を行う施設（※1）

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（※2）に限る。

※2 障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設

イ スプリンクラー設備の設置義務の免除について

（6）項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のもの」であって、延べ面積275㎡未満のものについては、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の内容については、総務省消防庁から通知されている「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日消防予第118号消防庁予防課長通知。以下「第118号通知」という。）等において、障害支援区分が4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超えるものと示されているので、留意されたい。

なお、サテライト型住居については、第118号通知にあるように、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、（5）項口（寄宿舎、下宿又は共同住宅）として取り扱われるものと考えられるが、具体的な個々の事例において疑義が生じた場合には、管内の消防署と協力、連携の上適切に対応されたい。

ウ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。）の施行により、（6）項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる（「参考2」参照）ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

（参考2）第118号通知においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておく必要が

あること。

- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等进行操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

エ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考3」参照）のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300㎡以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、現在未設置の施設に対して、改正令の施行時期にかかわらず、自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

（参考3）消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
 - ・ 障害者支援施設（※）
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 福祉ホーム
 - ・ 生活介護を行う施設
 - ・ 短期入所を行う施設（※）
 - ・ 自立訓練を行う施設
 - ・ 就労移行支援を行う施設
 - ・ 就労継続支援を行う施設
 - ・ 共同生活援助を行う施設（※）
- ※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

②建築基準法施行令等の改正【関連資料3】

グループホームは、建築基準法上、寄宿舎の用途区分に該当する 경우가多いが、国土交通省において、平成26年7月に建築基準法施行令が改正され、同年8月に必要な告示が公布及び施行されたことに伴い、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等が求められている一定の建築物（寄宿舎を

む)について、自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁は準耐火構造とすること等を要しないこととされた。このように、一定の区画ごとにスプリンクラーを設置した場合や小規模で避難が極めて容易な構造の場合には、防火対策の規制の合理化が図られていることから、グループホームを整備するに当たって、必要に応じて建築部局とも連携を図りつつ整備を進められたい。

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
<p>【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項関係</p> <p>①障害児施設(入所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)</p>	275m以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設	全ての施設	全ての施設	全ての施設
<p>【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1(6)項関係</p> <p>①障害児施設(通所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。)</p> <p>③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)</p>	6000m以上 (平屋建てを除く)		利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300m以上のもの	300m以上	500m以上	

※1 既存のグループホーム(新築、増築、移転、修繕又は模様替えの工事中的ものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。

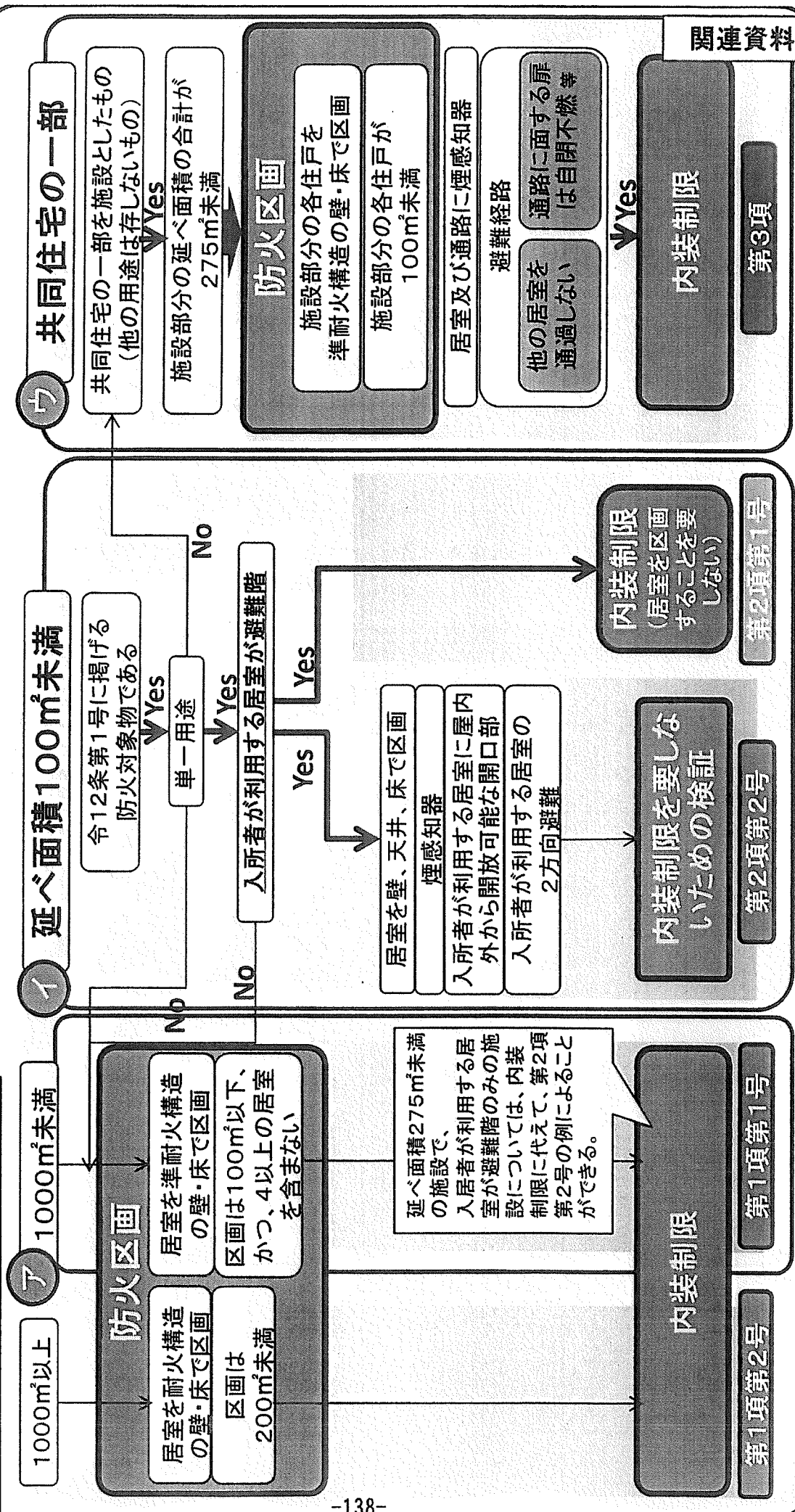
※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275m未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備の設置を要しない構造

改正消防法施行規則第12条の2



いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

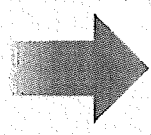
障害者グループホームの消防設備に対する助成制度

グループホームのスプリンクラー設備など消防用設備の設置費用に対しては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、建物の所有形態（自己所有、賃貸）や消防用設備の設置義務の有無にかかわらず、助成対象としている。

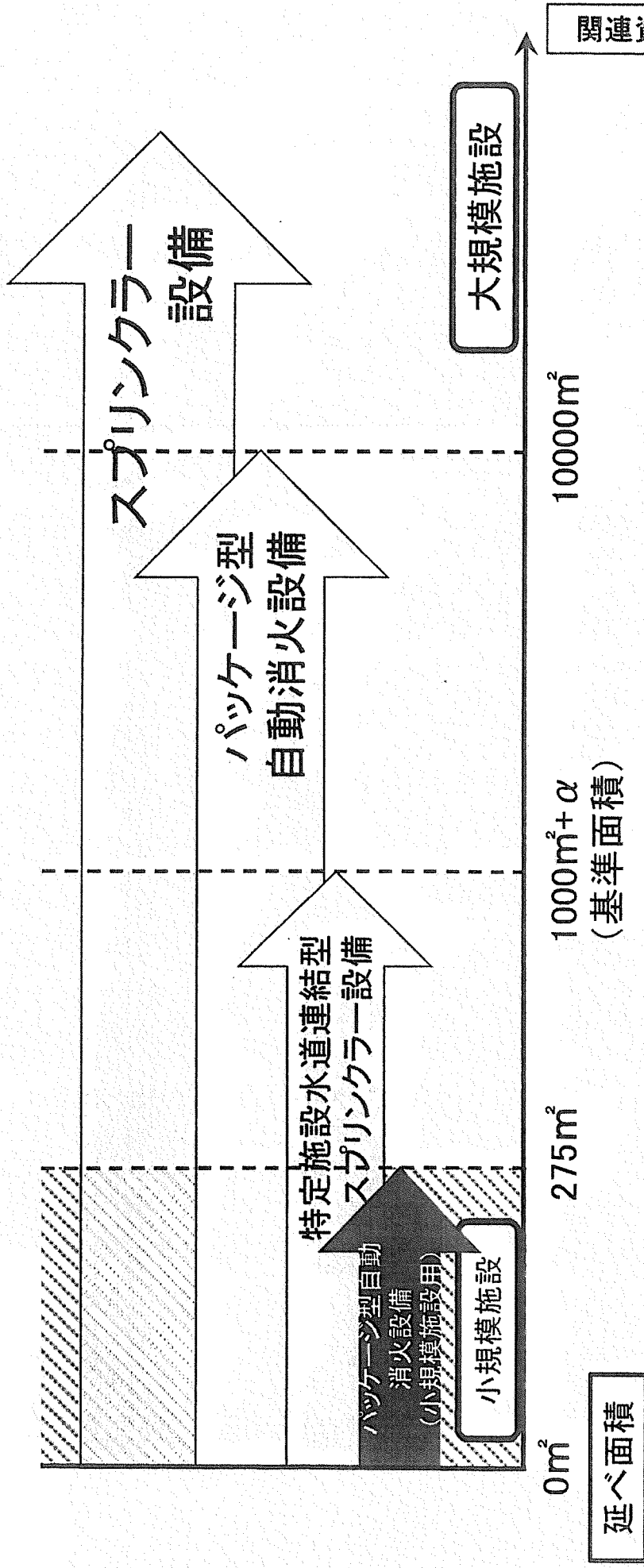
社会福祉施設等施設整備費補助金 平成27年度予算 26億円	
対象要件	【1施設当たり】 30万円以上～1,000万円以内が対象
対象法人	社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人 等
基準単価 (事業費ベース)	スプリンクラー
	自動火災報知設備
	消防機関への通報装置
負担割合	【1㎡当たり】 1,000㎡未満 18,600円以内 1,000㎡以上 35,200円以内 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/4 事業者 1/4

※ 創設の場合は、特段の加算を設けていない。(基本単価の中で対応)

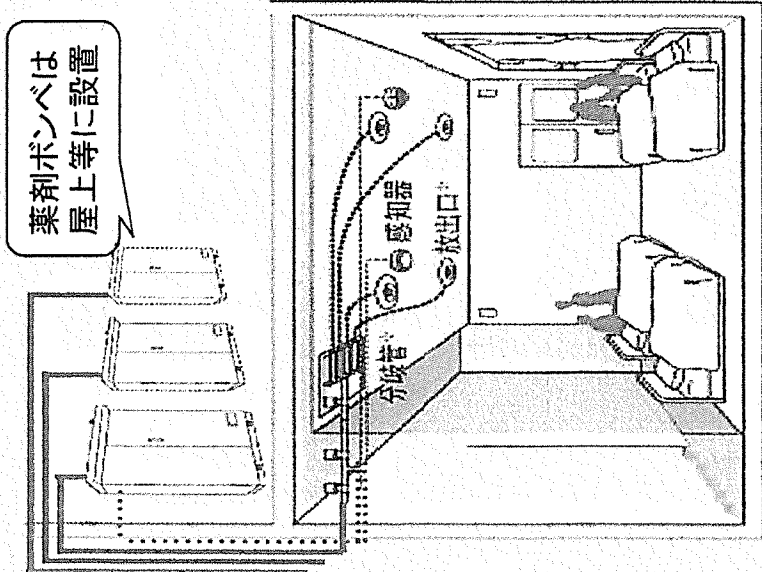
スプリンクラー設備等の自動消火設備については、面積に応じて設置できるものが規定



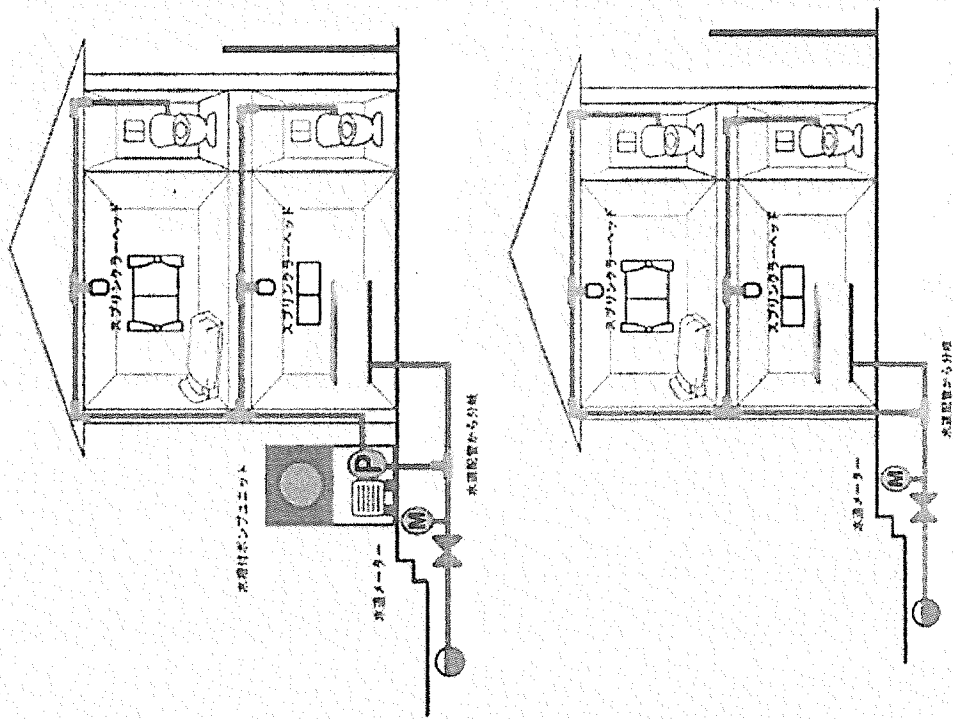
設置面積イメージ



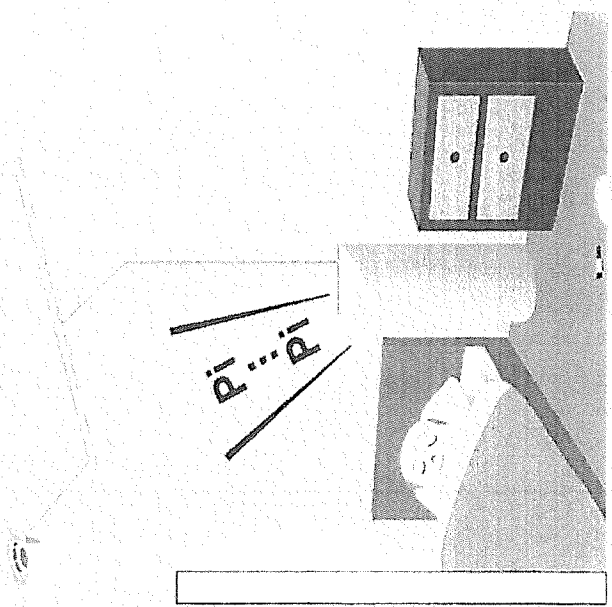
スプリンクラー設備等の自動消火設備の種類



従来のバケージ型自動消火設備
(10,000㎡以下対応)



特定施設水道連結型スプリンクラー設備
(1,000㎡未満対応)



小規模施設用のパッケージ型
自動消火設備 (275㎡未満対応)

○ 背景

※「グループホーム」や「貸しルーム」は、建築基準法令上「寄宿舎」に該当。

- 平成25年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
 - そこでの議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全てにスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
 - これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。
- ※グループホームや貸しルームについては、住宅からの転用を容易にするため、従来より防火規制の緩和の要望があったところ。

○ 現行と合理化の内容

建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)に、寄宿舎等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする。

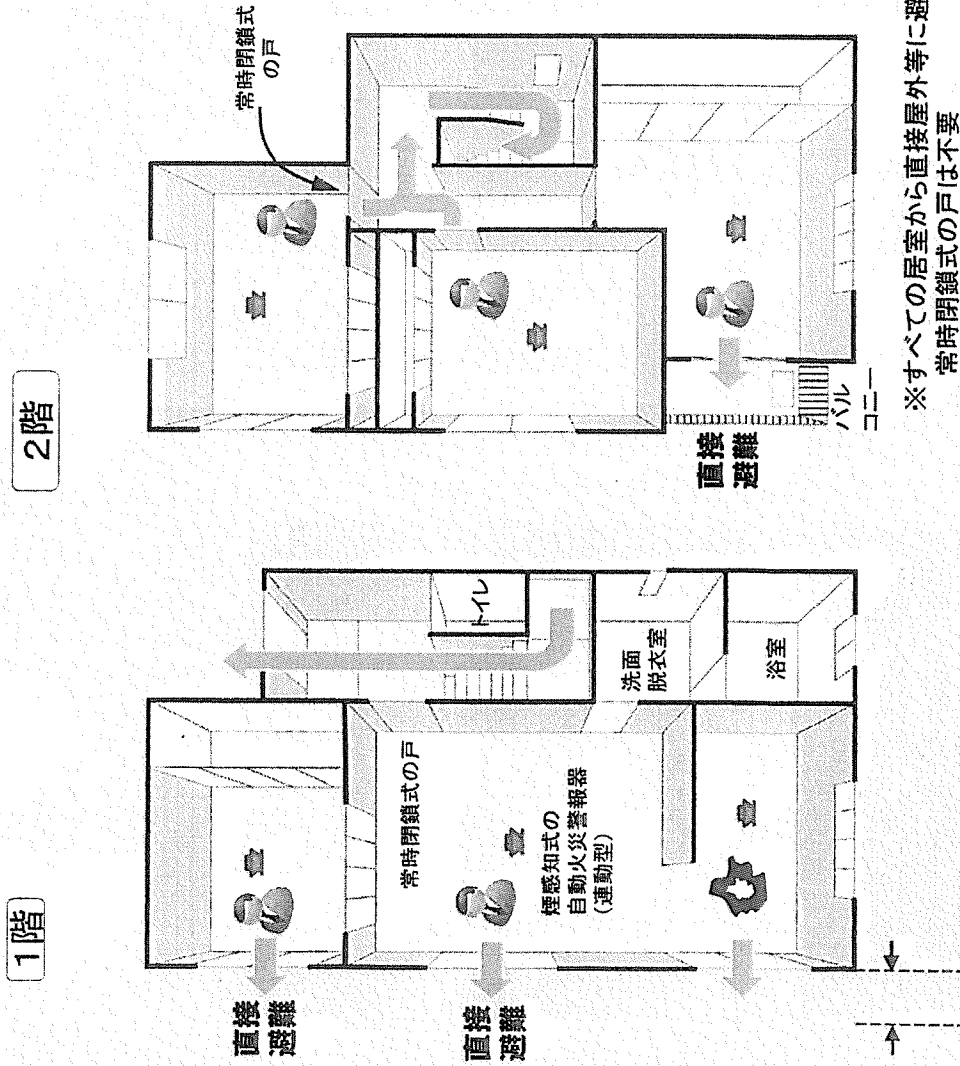
規定	現行	見直し後
	防火上主要な間仕切壁 (令第112条第2項、 令第114条第2項)	居室と廊下の間や一定規模毎の居室間の壁等を防火性能の高いもの(準耐火構造)とし、小屋裏又は天井裏に達せしめること

国土交通省

※1 居室の床面積の合計が100㎡以下の階又は居室の床面積の合計100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分

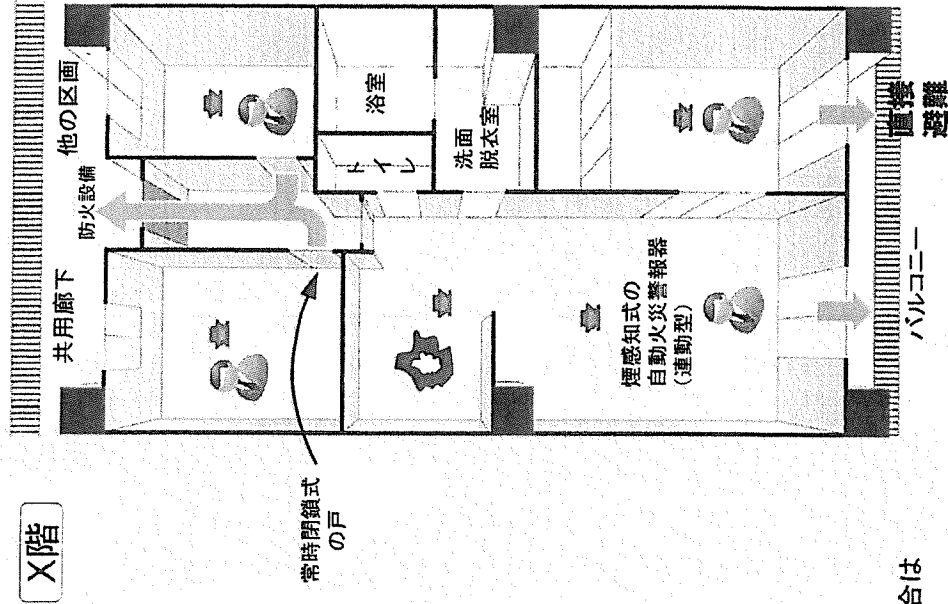
A:6月27日公布、7月1日施行 B:8月22日公布、施行

一戸建ての住宅を寄宿舎に転用する場合を想定した例



50cm以上

マンションの1住戸を寄宿舎に転用する場合を想定した例



居室から直接屋外等に避難、又は居室の出口から歩行距離8m※以内に屋外等に避難
※各居室及び通路の内装を不燃化した場合は16m